上野俊夫法律事務所主催　　社会保険労務士様向け勉強会のご案内

必ず知っておきたい労務トラブル対策！

弁護士が教える労務対策のコツ
「労働問題勉強会」　-問題社員編-

1)退職勧奨　2)解雇　3)懲戒権の行使

問題社員対応の3つのポイント

このような方はぜひ本勉強会にご参加ください！

- ☑ 顧問先から問題社員への対応を相談されるが、どうすればよいのか不明だ
- ☑ 顧問先への問題社員対応方法を具体的に知りたい
- ☑ 退職強要にならない退職勧奨とはどのようなものか知りたい

参加費用 無料!

第1回　テーマ：退職勧奨

会場　2021年 5月13日 (木)　10:00～12:00（9:30開場）　先着12名
TM21プラザ　4階会議室（館林市本町2-5-47）

オンライン　2021年 5月25日 (火)　10:00～11:30
Web会議システム「Zoom」

第２回　テーマ：解雇	会場	7月8日(木)	オンライン	7月20日(火)
第３回　テーマ：懲戒権の行使	会場	9月8日(水)	オンライン	9月16日(木)

（※なお、会場勉強会はいずれの回も先着12名、TM21プラザでの開催となります。）

- オンライン勉強会は、Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。また、会場とオンラインでは同一の講義内容になります。
- **なお、本勉強会は当事務所で平成30年に行った同シリーズを、最近の事例、時流、問題点等を踏まえてアップデートしたものとなっておりますので、予めご了承ください。**

講師　上野俊夫法律事務所　弁護士　上野　俊夫

【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了（労働法ゼミ）

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、群馬県社会保険労務士会 太田支部、栃木県社会保険労務士会 県南支部、他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数

感染症の予防対策を実施します

体温測定　消毒液の設置　マスク着用　社会的距離の確保

上野俊夫法律事務所
TOSHIO UENO LAW OFFICE
〒374-0024　群馬県館林市本町2-2-14　アドホック館林2F
TEL：0276-56-4736　FAX：0276-56-4735
URL：https://komon-uenolaw.com/

※本書面は広告です。本DMもしくは本勉強会は、法律や判例に則った労務対応をお勧めするもので、それによってクライアント様等に困難な状況や不測の事態が起きることを防止することを目的としています。

上野俊夫法律事務所主催　労働問題勉強会　第1回　退職勧奨

社会保険労務士の先生は、クライアント様から問題社員の対応に関する相談や退職勧奨の相談を受けることが多いと思います。近年、問題社員の対応をしたところ、退職後に残業代請求や不当解雇に関する訴訟を起こされるケースが散見され、慎重な対応が求められます。

本勉強会では、過去の事例や最新判例を踏まえ、「退職勧奨」「解雇」「懲戒権の行使」にフォーカスし、法的紛争が生じる可能性のある社員への適切な対処法、対応する際の法的留意点について詳しくお伝えします。第１回は、問題社員対応で一番重要ともいえる「退職勧奨」を題材に、どのように顧問先に退職勧奨のアドバイスをして、顧問先からの信頼度を高めるかをお伝えします。

第1回セミナーのポイント

01. 退職勧奨が解雇扱いとされてしまうよくある事例
02. 退職勧奨が精神障害での労災となってしまう怖い事案
03. 効果的な退職勧奨の具体的な方法とは
04. 問題社員対策をどのように顧問先に提案するか

参加費用 無料!

当事務所の勉強会が選ばれる理由

① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
④ 社労士先生が今取るべきアクションを具体的にアドバイスいたします！
⑤ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加特典

今回の勉強会にご参加の方へ
特典がございます。

01　無料法律相談（初回30分）
02　クライアント様の就業規則作成アドバイス
▼さらに、本勉強会を機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
03　「社労士先生がハラスメントセミナーをきっかけに顧問先を増やす方法」の DVD（未公開）をプレゼント
04　過去の勉強会、研修のテキストをご提供

勉強会のお申込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください（FAX:0276-56-4735）

【パソコン・スマートフォンから】
上野俊夫法律事務所　企業法務　で検索！

QRコード
https://komon-uenolaw.com/seminar/

【FAX用お申し込みフォーム】

貴事務所名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	（※オンライン勉強会参加の場合、必須！）		

参加される勉強会に✓を付けてください。

第１回：退職勧奨	□　【会場】5月13日（木）10:00～12:00	□　【オンライン】5月25日（火）10:00～11:30
第２回：解雇	□　【会場】7月8日（木）10:00～12:00	□　【オンライン】7月20日（火）10:00～11:30
第３回：懲戒権の行使	□　【会場】9月8日（水）10:00～12:00	□　【オンライン】9月16日（木）10:00～11:30

お申し込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所
〒374-0024　群馬県館林市本町2-2-14　アドホック館林2F
TEL：0276-56-4736　FAX：0276-56-4735　URL：https://www.komon-uenolaw.com

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。